

牛の皮及び骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料に係る 規制の見直しについて

1 現行制度の概要

- (1) 牛由来の原料を使用する肥料については、家畜による誤食に起因して生ずる伝達性牛海綿状脳症（BSE）の発生を防止するため、原料に特定危険部位（SRM）の混入がないこと等の管理が行われた上で、摂取防止材の添加（以下「摂取防止措置」という。）又はプリオンを不活化するための熱処理等の加工（以下「原料加工措置」という。）のいずれかが行われた場合のみ、生産することが認められている。
- (2) このうち、牛の皮及び骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを使用する肥料については、現在、利用可能な原料加工措置が定められていないため、摂取防止措置が行われた場合のみ、生産することができる。

2 改正の趣旨

- (1) 牛の皮及び骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする飼料については、牛の皮に由来するものにあつては、プリオンが蓄積しないことから生産することが認められており、牛の骨に由来するものにあつては、骨に由来するゼラチン及びコラーゲンの製造工程がプリオンの感染性の低減に有効であることから、この工程の条件を製造基準として定め、当該条件の下、生産することが認められている。
- (2) このような状況を踏まえ、食品安全委員会に対して、
- ①牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料にあつては、摂取防止措置及び原料加工措置を不要とすること、
 - ②牛の骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料にあつては、ゼラチン及びコラーゲンの製造工程の条件を原料加工措置として定めること
- について、評価を求めたところ、「人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。」との回答を得た。
- (3) このため、当該回答を踏まえた規制の見直しを行う。

3 改正の概要

(1) 肥料取締法規則（昭和25年農林省令第64号）

昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）

昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）

牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料について、摂取防止措置及び原料加工措置を不要とする。

(2) 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）

牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料について、摂取防止措置及び原料加工措置を不要とする場合の運用等を定める。

併せて、所要の規定の整備を行う。

(3) 平成26年農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づく牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法）

牛の骨に由来するゼラチン又はコラーゲンを原料とする肥料について、以下の原料加工措置を定める。

- ・脱脂、酸による脱灰、酸処理若しくはアルカリ処理、摂氏ろ過及び百三十八度以上で四秒間以上の殺菌処理又はこれと同等以上の感染性を低下させる処理

4 施行日

平成30年4月